

尼崎市子育て支援施設開設費用補助要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、子育て住宅促進区域内において商業施設等の空き区画を活用し子育て支援施設を開設する場合における当該開設に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めることにより、子育て住宅促進区域内における子育て支援施設の開設を支援するとともに、子育てに関する事業の促進を図り、もって子育て世帯等の本市への転入及び定住の促進並びに良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て住宅促進区域 兵庫県の子育て住宅促進区域の指定等に関する要綱第4条に基づき兵庫県知事が指定した本市内の区域をいう。
- (2) 子育て支援施設 子育てに関する教育、福祉、交流等の増進を図る事業を行う施設であって、別表第1に定める事業を実施する施設をいう。
- (3) 商業施設等 原則として、次に掲げる要件を満たす建物をいう。
 - ア 建物の全部又は一部を賃貸の用に供するものであること。
 - イ 賃貸による入居実績が1年以上あること。
 - ウ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物の場合、別表第2に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により当該建築物の居住者・利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けたものであること。
- (4) 空き区画 原則として、次に掲げる要件を満たす区画をいう。
 - ア 商業施設等の全部又は一部であること。
 - イ その全部が賃貸の用に供される区画であって、この要綱による当初の補助金交付の申請の日から遡って3月以上の間使用されていないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体が所有していないこと。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助（以下「本件補助」という。）の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす事業をいう。

- (1) 子育て住宅促進区域内に存する商業施設等の空き区画において子育て支援施設を開設し行う事業であって、3年以上の事業継続が見込まれるもの。
 - (2) 子育て支援施設の利用可能時間が、週3日以上かつ週当たり12時間以上であるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する子育て支援施設を開設し行おうとする事業に次の各号に掲げる事業が含まれている場合は、補助対象事業とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項各号に掲げる営業及びこれに類する事業

(2) 公序良俗に反する事業及び青少年の健全育成を阻害するおそれのある事業

(3) 宗教活動及びこれに類する事業並びに政治活動及びこれに類する事業

（補助対象者）

第4条 本件補助を受けることができる者（以下「本件補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人とする。

(1) 補助対象事業を行う者であること。

(2) 商業施設等の空き区画の所有権その他の使用権原を有する者（以下「所有者等」という。）と賃貸借契約等を締結している者であること。

(3) 商業施設等の空き区画の所有者等又は所有者等と密接な関係を有する親族等（所有者等と3親等内の親族である者、所有者等と生計を一にする者又は商業施設等の空き区画を所有し、若しくは賃貸する法人若しくは団体等の役員若しくは従業員の身分を有する者をいう。）以外の者であること。

(4) 本件補助による補助金（以下「本件補助金」という。）の交付を受けて子育て住宅促進区域内におけるいずれかの商業施設等の空き区画で補助対象事業を実施したが、その後撤退した者以外の者であること。

(5) 現に子育て住宅促進区域のうち尼崎市阪神沿線地区内で開業している補助対象事業について当該地区内の他の場所に存する商業施設等の空き区画に移転して行う者以外の者であること。

(6) 現に子育て住宅促進区域のうち尼崎市阪急沿線地区内で開業している補助対象事業について当該地区内の他の場所に存する商業施設等の空き区画に移転して行う者以外の者であること。

(7) 同一年度内に本件補助による補助金の交付を受けていないこと（第6条第1項の規定により補助金の交付を受けた者が同条第2項及び第3項の規定により補助金の交付を受ける場合を除く。）。

(8) 尼崎市における市税に未納がない者であること。

(9) 補助対象事業を実施するに当たり、必要な届出又は申請等（以下「届出等」という。）がある場合には、当該届出等を行うこと。

(10) 次に掲げるいずれの者にも該当しないこと。

ア 役員等（補助対象者が個人である場合にはその者を、補助対象者が法人である場合にはその役員又は役員に準ずべき者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

その経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(補助対象経費)

第5条 次条第1項に規定する補助金の交付に係る補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費として、第9条第1項の規定による交付決定のあった日の属する年度に支出した空き区画の改装に要する経費（内装工事費、ファサード整備費その他諸経費を含む。以下同じ。）及び賃借料とし、内装工事費、ファサード整備費、賃借料その他諸経費は、原則として、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。この場合において、補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税の額を除いて計算するものとする。

(1) 内装工事費は、次に掲げるとおりとする。

ア 開業に際して最低限必要となる本件事業を実施する部分の内装及び給排水衛生設備、電気設備、空調設備、ガスの配管その他これらに類する設備並びに建物と一体となる什器、備品その他これらに類するものに係る工事費、整備費又は撤去費とする。

イ 内装工事と一体的に施工するものであっても、必要以上に高価な照明器具及び看板その他これらに類するものに係る経費は、除外する。

ウ ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、冷蔵庫、調理機器、照明器具等の建物と一体でない什器、備品その他これらに類するものの購入、移設及び廃棄処分に要する経費並びに各種申請に係る経費は、除外する。

エ 補助対象事業を実施する部分（以下「事業実施部分」という。）以外の部分の経費が含まれている場合は、事業実施部分に係る経費を算定する。

(2) ファサード整備費は、次に掲げるとおりとする。

ア 商業施設等の空き区画の正面部となる外装、看板その他これらに類する建物と一体となるものに係る工事費、整備費、又は撤去費とする。

イ 前号イからエまでの規定は、ファサード整備費において準用する。

(3) 賃借料は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施部分の賃借に係る経費とする。（第9条第1項又は第10条第2項の規定による交付決定のあった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降のものに限る。）

イ 事業実施部分を賃借するに当たって必要となる経費のうち、管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料その他これらに類する経費は、除外する。

ウ 事業実施部分以外の部分の経費が含まれており、事業実施部分に係る経費の特定ができない場合は、床面積に応じて案分した事業実施部分の経費を算定する。

(4) その他諸経費は、本件補助対象事業を行うために必要となる器具その他設備で市長が認めるもの（１個当たりの取得価額が１０万円未満、又は使用可能期間が１年未満であるものを除く。）をいう。

２ 次条第２項及び第３項に規定する補助金の交付に係る補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費として、第９条第２項の規定による交付決定のあった日の属する年度に支出した賃借料とする。

３ 本件補助金の交付を受けようとする者が当該補助金以外の他の補助金の交付をも受けようとする場合においては、本件補助対象経費から他の補助金の補助対象となる経費を控除して申請しなければならない。

（補助金の額）

第６条 本件補助金は、次に掲げる区分に応じ、当該号に掲げる額のうち、いずれか低い額を交付する。

(1) 補助対象経費（内装工事費、ファサード整備費、賃借料その他諸経費に限る。）の３分の２に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) ３，０００千円

２ 前項の補助金を受けた者は、当該補助金の交付を受けた翌年度に、次に掲げる区分に応じ、当該号に掲げる額のうち、いずれか低い額の交付を受けることができる。

(1) 補助対象経費（賃借料に限る。）の３分の２に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) １，０００千円

３ 第１項の補助金を受けた者は、当該補助金の交付を受けた翌々年度に、次に掲げる区分に応じ、当該号に掲げる額のうち、いずれか低い額の交付を受けることができる。

(1) 補助対象経費（賃借料に限る。）の３分の２に相当する額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) １，０００千円

（補助金の交付件数）

第７条 前条各号に掲げる本件補助金の交付件数は、予算の範囲内で市長が決定する。

（補助金交付申請）

第８条 第６条第１項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、子育て支援施設開設費用補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 開業届出書又は履歴事項全部証明書の写し
- (4) 当該空き区画の賃貸借契約書等の写し
- (5) 当該空き区画の登記事項証明書
- (6) 事業費見積書の写し（補助対象経費が明確に判別できるもの）
- (7) 補助対象工事等実施計画書（第 2 号様式）
- (8) 事業費内訳書（第 3 号様式）
- (9) 納税証明書（尼崎市における市税に未納の税額がないことの証明。申請者が法人の場合は、その代表者を納税義務者とするものを含む。）
- (10) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物であって、かつ既に耐震基準に適合するための工事を行っている場合は、耐震基準適合証明書又はその他耐震性能を証する書類
- (11) 補助対象となる改装に係る工事等の施工前後の平面図又はその補助対象工事等の内容を確認することができる図書
- (12) 当該空き区画の全体写真及び補助対象工事の着手前の状況を示す写真
- (13) 所有者が改修について承諾している事実が分かる書類（承諾書等）
- (14) 届出等が必要な業種にあっては、当該届出等を行ったことを証する書類（実績報告時に添付する場合を除く。）
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 第 6 条第 2 項及び第 3 項の補助金の交付を受けようとする者は、それぞれの年度における補助対象経費について、交付申請を行う年度の 4 月末日までに、子育て支援施設開設費用補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該空き区画の賃借権を有している事実が分かる書類（賃貸借契約書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 9 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。この場合において、本件補助金の募集開始時以後の先着順により本件補助金の交付を受けるべき者を決定するものとする。

2 市長は、第 8 条第 2 項の規定による本件補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

3 市長は、前項の決定について、子育て支援施設開設費用補助金交付決定通知書（第 4 号様式）又は子育て支援施設開設費用補助金不交付決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更手続）

第 10 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定による本件補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援施設開設費用補助金変更交付申請書（第 6 号様式）に、第 8 条第 1 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該書類を審査して本件補助金の交付の可否を決定し、子育て支援施設開設費用補助金変更交付決定通知書（第 7 号様式）又は子育て支援施設開設費用補助金変更交付不承認通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業着手の制限）

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請又は前条第 1 項の規定による変更交付申請を行った者（第 8 条第 1 項の規定による補助金交付申請を行った者に限る。）は、本件補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた後でなければ、当該申請に係る改装に係る工事等に着手してはならない。

（立入検査等）

第 12 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は質問させることができる。

（実績報告等）

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助対象経費のうち、改装に要する経費について、補助対象となる改装に係る工事等が完了した日（以下「完了日」という。）から起算して 30 日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、子育て支援施設開設費用補助金改

装完了報告書（第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
ただし、添付の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 収支決算書又は決算報告書（提出できない場合は、次項に規定する子育て支援施設開設費用補助金実績報告書提出時又は当該年度の 3 月末日までに提出すること）
- (2) 補助対象経費に係る契約書の写し等（内訳が分かるもの）
- (3) 開業又は会社等の設立が確認できる書類（申請日以後に起業した場合に限る。）
- (4) 当該空き区画に係る賃貸借契約書等の写し（申請日以後に契約した場合に限る。）
- (5) 補助対象経費の領収書等代金の支払の事実を証する書類の写し
- (6) 補助対象となる改装に係る工事等の施工後の写真（工事の完了状況を確認できるもの）
- (7) 届出等が必要な業種にあっては、当該届出等を行ったことを証する書類（交付申請時に添付した場合を除く。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業実施部分の賃借に係る経費について、補助対象となる賃料の支払いを行った後、当該交付決定を行った日の属する年度の 3 月末日までに子育て支援施設開設費用補助金実績報告書（第 10 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付の必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 収支決算書又は決算報告書（第 6 条第 1 項の補助金の交付に係るものについては、前項に規定する子育て支援施設開設費用補助金改装完了報告書提出時に提出できなかった場合に限る。）
- (2) 領収書等、当該空き区画の賃借料の支払の事実を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、事業実施部分の賃借に係る経費について、四半期ごとに分けて（それぞれ 6 月末日、9 月末日、12 月末日、3 月末日までに）実績報告を行うことができる。

（補助金額の確定）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により子育て支援施設開設費用補助金改装完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行うことにより、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、改装に係る補助金の額を確定し、その内容を子育て支援施設開設費用補助金（改装費）交付額確定通知書（第 11 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適切であると認めた場合は、賃借料に係る補助金の額を確定し、その内容を子育て支援施設開設費用補助金（賃借料）交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 前条第1項及び第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに、子育て支援施設開設費用補助金交付請求書（第13号様式）により、本件補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による本件補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る本件補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本件補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により本件補助金の交付決定を取り消したときは、子育て支援施設開設費用補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により本件補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本件補助金を交付しているときは、期限を定めて本件補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（報告等）

第17条 市長は、本件補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、本件補助金の交付の申請者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした書類、帳簿等を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、交付決定を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第 19 条 補助対象者は、交付決定を受けた翌年度から起算して、10 年を経過するまでの間に、当該補助金を受けて取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合においては、財産処分承認申請書（第 15 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により財産処分を承認又は不承認としたときは、財産処分承認通知書（第 16 号様式）又は財産処分不承認通知書（第 17 号様式）により件補助対象者に通知するものとする。

（補則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、本件補助金の交付に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 1 月 31 日改正）

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

付 則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

学習塾	主に教室での授業を中心とした学習指導を行う事業形態であり、小学生、中学生及び高校生を対象として補習又は進学指導を行うもの。 ただし、映像指導 e ラーニング型や家庭教師等、利用者が直接施設を利用しない事業形態であるものは対象外とする。
児童ホーム	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであって、放課後児童健全育成事業として尼崎市へ届出を行っているもの。 ただし、各年度における尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金の対象となるエリアに限る。
親子交流施設	親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談や援助、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等を行うもの。
その他市長が認めるもの	子育てに関する教育、福祉、交流等の増進を図る事業を行うもの。 ただし、託児所、医療機関、宿泊施設に該当する施設は対象外とする。

別表第 2（第 2 条第 1 項第 3 号関係）

耐震診断区分		構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 1.0 以上
(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996 年版、2011 年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0.6 以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」（2017 年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 (Is) を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1.0 以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第 1 次診断法」、「第 2 次診断法」又は「第 3 次診断法」（2009 年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(5)	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(6)	上記 (1) から (5) までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記 (1) から (5) までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。